

令和6年度国有財産監査結果報告 及び監査指摘フォローアップ

令和7年6月17日
財 務 省 理 財 局

令和6年度の国有財産監査結果

監査の概要

各財務局等は、国有財産の有効活用を促進するため、各省各庁に対し、国有財産の管理状況や使用状況の監査を実施。

監査の実施に当たっては、毎年度、重点対象等統一的な監査方針を定め、計画的に実施。

【重点対象】

- ①「一定の地域の庁舎」又は「特定の官署の庁舎」の使用実態等
- ②「各省各庁所管の普通財産」の有効活用に向けた処理の進捗状況

令和6年度監査結果

【監査結果の概要】

全国で427件の監査を実施し、74件(17.3%)について問題点を指摘。

【重点対象に係る監査結果】

- ① 庁舎等の使用実態について、有効活用等を求めたもの。
⇒ 監査368件に対し、指摘68件。
- ② 各省各庁所管の普通財産について、処理の促進を図ったもの等。
⇒ 監査7件に対し、指摘2件。

令和6年度監査指摘事例(中国財務局指摘事案)

《庁舎の非効率使用の改善及び借受解消を求めた事例》

対象財産

- ①米子地方合同庁舎(鳥取県米子市)
土地:4,214.37m²
建物:延5,597.63m²(RC造5F 平成元年築)
- ②自衛隊鳥取地方協力本部米子地域事務所
(防衛省・借受庁舎) 占有面積 約100m²

監査指摘の概要

- ①の合同庁舎に余剰スペースの創出が可能であることを確認

上記非効率使用を解消するため、②に対し、
①への移転(借受解消)を要請

(期待される効果)
節減が見込まれる賃借料:約3百万円/年



監査指摘フォローアップ

○令和5年度までの監査指摘 1,640件

○上記に係る令和6年度までの是正実績 1,300件（進捗割合79.3%）

○監査指摘に伴う跡地等売却等収入（令和6年度末までの累計）

- ・跡地等売却収入 約81.7億円（176件）（※令和6年度実績 約5.1億円（16件））
- ・節減された賃借料 約10.2億円（201件）（※令和6年度実績 約0.9億円（9件））

≪ 監査指摘年度ごとの是正状況等（令和6年度末時点）≫

（単位：件）

	計	指摘年度ごとの内訳												
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
A 監査指摘	1,640	289	117	146	127	115	71	135	135	120	97	139	74	75
B 是正実績	1,300 (99)	288 (1)	103 (2)	131 (1)	120 (0)	104 (3)	57 (3)	113 (3)	102 (7)	66 (9)	57 (8)	81 (21)	45 (8)	33 (33)
C (A－B) 処理未済	340	1	14	15	7	11	14	22	33	54	40	58	29	42
D (B／A) 進捗割合	79.3%	99.7%	88.0%	89.7%	94.5%	90.4%	80.3%	83.7%	75.6%	55.0%	58.8%	58.3%	60.8%	44.0%

（注）「B 是正実績」欄の（ ）内書きは、令和6年度中の是正実績。

《庁舎の非効率使用の改善及び用途廃止を求めた事例》

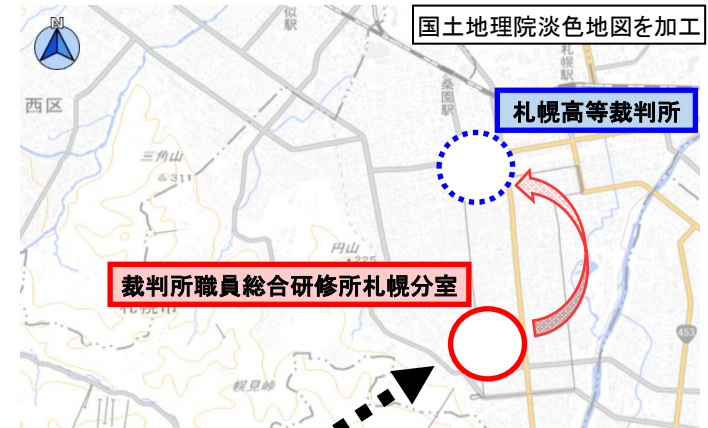
監査指摘の概要

○ 指摘対象財産:

裁判所職員総合研修所札幌分室

(札幌市中央区、土地:927m²、建物:延1,202m²)

稼働率が低調であり、非効率な使用となっていることから、代替として札幌高等裁判所庁舎を使用し、**本財産は用途廃止**。



是正状況

○令和6年3月に北海道財務局へ引継

○令和7年2月に**約2.4億円**で売却

(一般競争入札)

《監査において、合同庁舎に余剰スペースの創出が可能であることを確認したため、借受庁舎に対して当該余剰スペースへの移転入居を求めた事例》

監査指摘の概要

○ 指摘対象財産①:

新潟労働局労働基準部労災補償課分室

(新潟市中央区、借受面積:建物延254㎡)【令和元年度指摘】

新潟美咲合同庁舎2号館へ移転入居し、**庁舎等の借受けを解消。**

(賃借料年額:約7百万円)

○ 指摘対象財産②:

広島労働局労働基準部労災補償課分室

(広島市中区、借受面積:建物延282㎡)【平成30年度指摘】

広島合同庁舎2号館へ移転入居し、**庁舎等の借受けを解消。**

(賃借料年額:約11百万円)

○ 指摘対象財産③:那覇海上保安部

(那覇市港町、借受面積:土地809㎡、建物延887㎡)【令和2年度指摘】

那覇港湾合同庁舎へ移転入居し、**庁舎等の借受けを解消。**

(賃借料年額:約16百万円)

是正状況

○令和6年度末までに**合同庁舎への移転入居が完了**

○令和6年度末までに賃貸借契約を終了し**借受解消**

○賃借料**約35百万円(年額)**の節減



令和7年度国有財産監査指針の概要

- 従来は、未利用国有地の洗い出しや国利用を念頭においた余剰スペースの創出による財政貢献や有効活用を図ってきたところ。
- 一方、近年は、庁舎等の有効活用(民間需要による政策課題に対応した使用許可等)を推進している。
- そこで、当該取組を後押しするため、従来の視点に加えて、
 - ① 民間需要も念頭においた有効活用の観点による監査を用いた国有財産の現状把握
 - ② こうした取組を進める総括部門等の関係部門との連携を強化するための監査指針の改正を実施。
- 令和7年度の国有財産監査においては、上記指針に沿った監査も実施することとしている。

令和6年度 監査結果一覧表

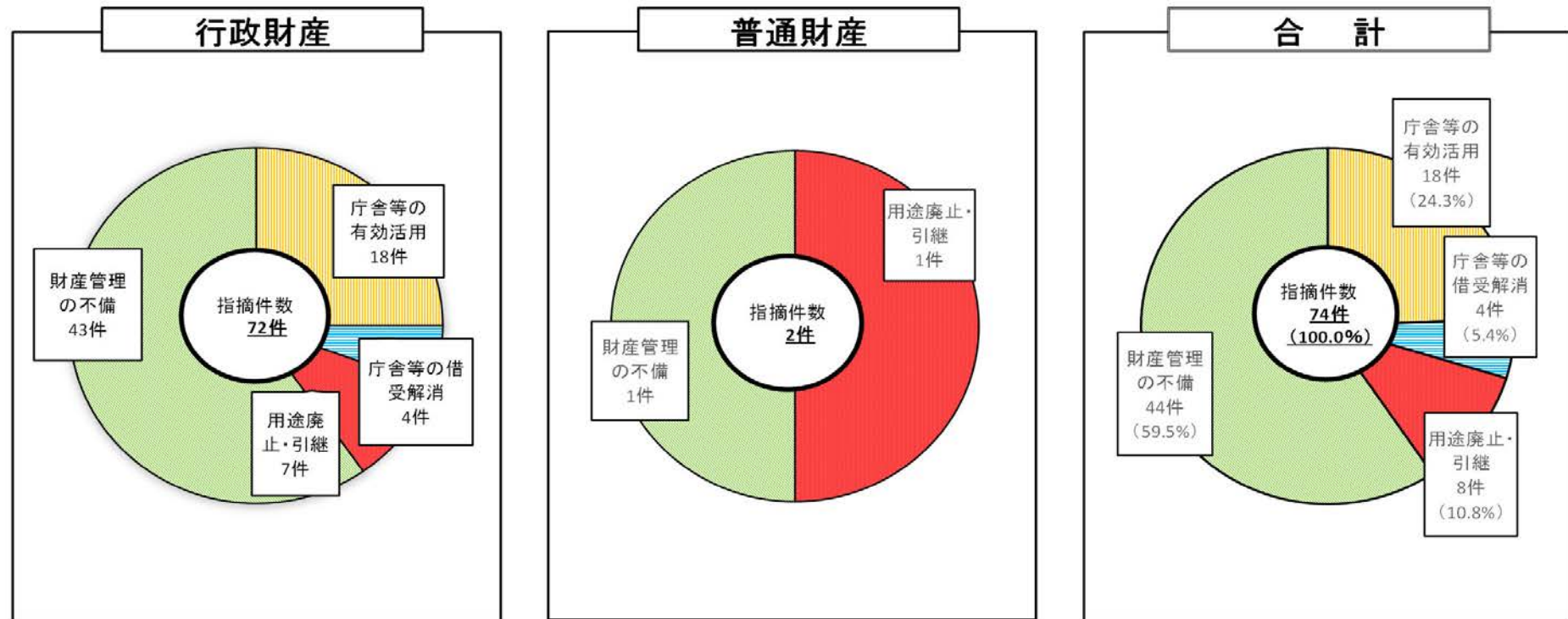
【行政財産】「一定の地域の庁舎」又は「特定の官署の庁舎」等の指摘(72件)

【普通財産】「各省各庁所管普通財産」の指摘(2件)

※ 一覧表「指摘類型」欄の凡例

指 摘 内 容	指 摘 類 型	
庁舎等の有効活用	a	庁舎等に余剰が生じているため、有効活用を求めたもの。
庁舎等の借受解消	b	余剰が生じている庁舎への移転等により、借受解消を求めたもの。
用途廃止・引継	c	庁舎等が非効率な使用等のため、一部又は全部の用途廃止・引継ぎを求めたもの。
財産管理の不備	d1	国有財産台帳の記載不備等のため、訂正を求めたもの。
	d2	使用承認の手続未済等のため、是正を求めたもの。

令和6年度監査結果(指摘内容別)



指摘内容	行政財産		普通財産		合 計	
	件数(件)		件数(件)		件数(件)	割合(%)
庁舎等の有効活用	18	[19]	0	[0]	18	24.3 [25.3]
庁舎等の借受解消	4	[12]	0	[0]	4	5.4 [16.0]
用途廃止・引継	7	[9]	1	[1]	8	10.8 [13.3]
財産管理の不備	43	[32]	1	[2]	44	59.5 [45.3]
合 計	72	[72]	2	[3]	74	100.0 [100.0]

(注1) 各欄の[]書きは、令和5年度監査結果の件数及び割合である。

(注2) 「割合(%)」欄については、単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

1.「一定の地域の庁舎」又は「特定の官署の庁舎」等の指摘

番号	指摘 類型	省 庁 名	部 局 名	会計名	勘定名	口 座 名 等	所 在 地	指 摘 の 主 な 概 要
1	a	国土交通省 農林水産省	網走開発建設部	一般	—	紋別港湾事務所	北海道紋別市	紋別港湾事務所は、余剰(約30㎡)が生じていることから、借受庁舎である札幌出入国在留管理局紋別港事務室を移転受入れし、非効率使用の改善を図る必要がある。
2	a	国土交通省	東京航空局	自動車安全	空港整備	紋別RAG(新紋別空港出張所)	北海道紋別市	紋別RAG(新紋別空港出張所)は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰(約420㎡)が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
3	a	農林水産省	関東農政局	一般	—	関東農政局水戸市庁舎	茨城県水戸市	関東農政局水戸市庁舎は、余剰(約350㎡)が生じていることから、借受庁舎である関東農政局茨城中部農地整備事業所を移転受入れし、非効率使用の改善を図る必要がある。
4	a	法務省	甲府地方検察庁	一般	—	甲府地方検察庁都留支部	山梨県都留市	甲府地方検察庁都留支部は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰(約360㎡)が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
5	a	国土交通省	中部地方整備局	一般	—	三峰川総合開発工事事務所	長野県伊那市	三峰川総合開発工事事務所は、前所管事業の完了に伴い、余剰(約930㎡)が生じていることから、新たな所管事業の動向を踏まえ、非効率使用の改善を図る必要がある。
6	a	法務省	前橋地方法務局	一般	—	伊勢崎地方合同庁舎	群馬県伊勢崎市	伊勢崎地方合同庁舎は、余剰(約170㎡)が生じていることから、非効率使用の改善を図る必要がある。
7	a	農林水産省	関東農政局	一般	—	土地改良技術事務所庁舎	埼玉県川口市	土地改良技術事務所庁舎は、余剰(約190㎡)が生じているほか、会議室が低利用であることから、非効率使用の改善を図る必要がある。
8	a	財務省	名古屋税関	一般	—	名古屋税関監視部稲永分室	愛知県名古屋市	名古屋税関監視部稲永分室は、余剰(約130㎡)が生じていることから、名古屋税関本関の一部を移転受入れし、非効率使用の改善を図る必要がある。
9	a	農林水産省	動物検疫所	一般	—	動物検疫所中部空港支所野跡検疫場	愛知県名古屋市	動物検疫所中部空港支所野跡検疫場は、非効率な使用状況であることから、建物及び敷地の有効活用策に係る検討を行うことにより非効率使用の解消を図るとともに、有効活用策に係る検討の結果不要な敷地が生じる場合においては、当該敷地を用途廃止する必要がある。
10	a	財務省	名古屋税関	一般	—	清水税関支署興津出張所	静岡県静岡市	清水税関支署興津出張所は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰(約230㎡)が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
11	a	財務省	広島国税局	一般	—	米子地方合同庁舎	鳥取県米子市	米子地方合同庁舎は、余剰(約100㎡)が生じていることから、借受庁舎である自衛隊鳥取地方協力本部米子地域事務所を移転受入れし、非効率使用の改善を図る必要がある。
12	a	法務省	松山地方法務局	一般	—	砥部出張所	愛媛県伊予郡砥部町	砥部出張所は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰(約350㎡)が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
13	a	財務省	熊本国税局	一般	—	臼杵税務署	大分県臼杵市	臼杵税務署は、余剰(約30㎡)が生じていることから、近隣に所在する臼杵森林事務所を移転受入れし、非効率使用の改善を図る必要がある。
14	a	財務省	熊本国税局	一般	—	玉名合同庁舎	熊本県玉名市	玉名合同庁舎は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰(約240㎡)が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
15	a	財務省	長崎税関	一般	—	佐世保港湾合同庁舎	長崎県佐世保市	佐世保港湾合同庁舎は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰(約620㎡)が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
16	a	財務省	門司税関	一般	—	北九州地区国際貨物検査センター	福岡県北九州市	北九州地区国際貨物検査センターは、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰(約150㎡)が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
17	a	財務省	門司税関	一般	—	田野浦出張所庁舎	福岡県北九州市	田野浦出張所庁舎は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰(約170㎡)が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
18	a	国土交通省	沖縄総合事務局	一般	—	北部国道事務所庁舎敷地	沖縄県名護市	北部国道事務所庁舎敷地は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰(約350㎡)が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
19	b	法務省	札幌出入国在留管理局	一般	—	札幌出入国在留管理局紋別港事務室	北海道紋別市	借受庁舎である札幌出入国在留管理局紋別港事務室は、余剰(約30㎡)が生じている紋別港湾事務所へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。

1. 「一定の地域の庁舎」又は「特定の官署の庁舎」等の指摘

番号	指摘 類型	省 庁 名	部 局 名	会計名	勘定名	口 座 名 等	所 在 地	指 摘 の 主 な 概 要
20	b	農林水産省	中部森林管理局	一般	—	南信森林管理署伊那里森林事務所	長野県伊那市	南信森林管理署伊那里森林事務所は、借り受けている駐車場及び倉庫敷地について、使用状況を踏まえると借受けの必要はないことから、借受解消を図る必要がある。
21	b	防衛省	中国四国防衛局	一般	—	自衛隊鳥取地方協力本部米子地域事務所	鳥取県米子市	借受庁舎である自衛隊鳥取地方協力本部米子地域事務所は、余剰(約100㎡)が生じている米子地方合同庁舎への移転入居による借受解消を図る必要がある。
22	b	法務省	福岡出入国在留管理局	一般	—	福岡出入国在留管理局北九州出張所北九州空港事務室	福岡県北九州市	借受庁舎である福岡出入国在留管理局北九州出張所北九州空港事務室は、借受部分の必要な範囲を精査の上、未使用となっている部分の借受解消を図る必要がある。
23	c	農林水産省	北海道森林管理局	一般	—	紋別事宿(西紋別支署)	北海道紋別市	紋別事宿(西紋別支署)は、使用されていないことから、用途廃止する必要がある。しかしながら、本地にて公務員宿舎の建替が計画されているため、当該建替計画の検討と併せて本地の要否を検討する必要がある。
24	c	最高裁判所	千葉地方裁判所	一般	—	千葉地方裁判所木更津支部庁舎	千葉県木更津市	千葉地方裁判所木更津支部庁舎は、庁舎敷地の一部が道路の用に供されていることから、用途廃止する必要がある。
25	c	法務省	千葉地方検察庁	一般	—	木更津法務総合庁舎	千葉県木更津市	木更津法務総合庁舎は、庁舎敷地の一部が道路の用に供されていることから、用途廃止する必要がある。
26	c	最高裁判所	長野地方裁判所	一般	—	長野地方裁判所伊那支部、伊那簡易裁判所庁舎	長野県伊那市	長野地方裁判所伊那支部、伊那簡易裁判所庁舎は、庁舎敷地の一部が道路の用に供されていることから、用途廃止する必要がある。
27	c	国土交通省	四国運輸局	自動車安全	自動車 検査登録	愛媛運輸支局	愛媛県松山市	愛媛運輸支局は、隣接地に所在していた旧宿舍敷地等の売却時に行う必要があった工作物の用途廃止等が行われていないことから、所要の対応を行う必要がある。
28	c	農林水産省	九州森林管理局	一般	—	臼杵森林事務所	大分県臼杵市	臼杵森林事務所は、低利用な使用実態であることから、近隣に所在し余剰(約30㎡)が生じている臼杵税務署へ移転入居し、用途廃止する必要がある。
29	c	国土交通省	沖縄総合事務局	一般	—	北部ダム統合管理事務所	沖縄県名護市	北部ダム統合管理事務所は、庁舎敷地の一部が使用されていないことから、用途廃止する必要がある。
30	d1	厚生労働省	北海道労働局	労働保険	労災	名寄労働基準監督署紋別連絡事務所	北海道紋別市	名寄労働基準監督署紋別連絡事務所は、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法第3条に定める「庁舎等使用状況及び見込報告書」の作成をしていないことから、適切な措置を講じる必要がある。
31	d1	農林水産省	東北森林管理局	一般	—	岩手北部森林管理署庁舎	岩手県八幡平市	岩手北部森林管理署庁舎は、土地の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
32	d1	国土交通省	関東地方整備局	一般	—	常陸河川国道事務所	茨城県水戸市	常陸河川国道事務所は、土地の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
33	d1	財務省	東京国税局	一般	—	木更津税務署	千葉県木更津市	木更津税務署は、国有財産台帳に適正な図面が付属されていないことから、適正な付属図面を調製する必要がある。
34	d1	国土交通省	関東地方整備局	一般	—	霞ヶ浦導水工事事務所	茨城県土浦市	霞ヶ浦導水工事事務所は、工作物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
35	d1	国土交通省	関東地方整備局	一般	—	八斗島出張所	群馬県伊勢崎市	八斗島出張所は、国有財産台帳に適正な図面が付属されていないことから、適正な付属図面を調製する必要がある。
36	d1	国土交通省	中部地方整備局	一般	—	清水港湾事務所三保ケーソン制作場(港湾)	静岡県静岡市	清水港湾事務所三保ケーソン制作場(港湾)は、ケーソン製作の用途としての使用がなく、代わりに岸壁等改良工事等に伴う資材置場の用途として使用していることから、土地及び建物に係る用途変更を行う必要がある。
37	d1	国土交通省	中部地方整備局	一般	—	清水港湾事務所三保ケーソン制作場	静岡県静岡市	清水港湾事務所三保ケーソン制作場は、ケーソン製作の用途としての使用がなく、代わりに岸壁等改良工事等に伴う資材置場の用途として使用していることから、土地及び建物に係る用途変更を行う必要がある。
38	d1	国土交通省	近畿地方整備局	一般	—	一般国道161号(雄琴雪寒基地)	滋賀県大津市	一般国道161号(雄琴雪寒基地)は、土地及び建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。

1.「一定の地域の庁舎」又は「特定の官署の庁舎」等の指摘

番号	指摘 類型	省 庁 名	部 局 名	会計名	勘定名	口 座 名 等	所 在 地	指 摘 の 主 な 概 要
39	d1	法務省	松江刑務所	一般	—	米子拘置支所庁舎	鳥取県米子市	米子拘置支所庁舎は、建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
40	d1	法務省	鳥取地方法務局	一般	—	米子支局	鳥取県米子市	米子支局は、土地及び建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
41	d1	厚生労働省	広島労働局	労働保険	労災	福山労働基準監督署	広島県福山市	福山労働基準監督署は、建物及び工作物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
42	d1	法務省	広島刑務所	一般	—	福山拘置支所	広島県福山市	福山拘置支所は、土地の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
43	d1	農林水産省	四国森林管理局	一般	—	馬路森林事務所	高知県安芸郡馬路村	馬路森林事務所は、土地及び建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
44	d1	国土交通省	四国地方整備局	一般	—	土佐国道事務所奈半利国道出張所	高知県安芸郡奈半利町	土佐国道事務所奈半利国道出張所は、土地の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
45	d1	国土交通省	九州地方整備局	一般	—	高岡出張所	宮崎県宮崎市	高岡出張所は、建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
46	d1	国土交通省	九州地方整備局	一般	—	宮崎維持出張所	宮崎県宮崎市	宮崎維持出張所は、建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
47	d1	防衛省	熊本防衛支局	一般	—	自衛隊宮崎地方協力本部	宮崎県宮崎市	自衛隊宮崎地方協力本部は、土地の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
48	d1	国土交通省	九州地方整備局	一般	—	宮崎河川国道事務所	宮崎県宮崎市	宮崎河川国道事務所は、公共用財産である地下水位観測所(建物)が庁舎敷地内に建っていることが確認されたことから、当該建物敷地を含め公共用財産として整理すべき範囲を特定し、国有財産台帳を整理する必要がある。
49	d1	国土交通省	九州地方整備局	一般	—	宮崎出張所	宮崎県宮崎市	宮崎出張所は、建物及び工作物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
50	d1	国土交通省	九州地方整備局	一般	—	川内出張所	鹿児島県薩摩川内市	川内出張所は、建物及び工作物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
51	d1	厚生労働省	福岡労働局	一般	—	小倉公共職業安定所門司出張所	福岡県北九州市	小倉公共職業安定所門司出張所は、建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
52	d2	財務省	仙台国税局	一般	—	郡山税務署	福島県郡山市	郡山税務署は、市道に設置している看板について、道路管理者から占用許可を得ていないことから、申請を行う必要がある。
53	d2	国土交通省	東北地方整備局	一般	—	郡山国道事務所	福島県郡山市	郡山国道事務所は、市道に越境して設置している事務所名看板について、道路管理者から占用許可を得ていないことから、申請を行う必要がある。
54	d2	国土交通省	東北地方整備局	一般	—	盛岡西(大釜)防災ステーション	岩手県滝沢市	盛岡西(大釜)防災ステーションは、敷地内に設置されている電柱等の占用許可の手続が未済となっていることから、占用許可の手続を行う必要がある。
55	d2	厚生労働省	福島労働局	労働保険	雇用	相双公共職業安定所	福島県南相馬市	相双公共職業安定所は、借受土地の賃貸借契約について、契約上の面積と保有地積計算表上の面積に相違があること及び契約上の面積に一部庁舎等として使用できない部分が含まれていることから、契約上の面積を正しい内容に変更する必要がある。
56	d2	厚生労働省	山梨労働局	労働保険	雇用	富士吉田公共職業安定所	山梨県富士吉田市	富士吉田公共職業安定所は、庁舎等敷地に係る土地賃貸借契約において、庁舎等敷地の用に供していない電柱等の敷地が借地範囲に含まれていることから、土地賃貸借契約の適正化を図る必要がある。
57	d2	環境省	環境省自然環境局	一般	—	生物多様性センター	山梨県富士吉田市	生物多様性センターは、使用承認の手続が未済のまま、庁舎の一部を入居官署に使用させていることから、使用承認の手続を行う必要がある。

1.「一定の地域の庁舎」又は「特定の官署の庁舎」等の指摘

番号	指摘 類型	省 庁 名	部 局 名	会計名	勘定名	口 座 名 等	所 在 地	指 摘 の 主 な 概 要
58	d2	国土交通省	関東地方整備局	一般	—	国道17号(浦和出張所管理区間)	埼玉県さいたま市	国道17号(浦和出張所管理区間)は、敷地内に設置されている電柱等の占用許可の手続が未済となっていることから、占用許可の手続を行う必要がある。
59	d2	国土交通省	関東地方整備局	一般	—	国道17号(熊谷国道出張所管理区間)	埼玉県行田市	国道17号(熊谷国道出張所管理区間)は、敷地内に設置されている看板について、必要な手続を行っていないことから、所用の対応を行う必要がある。
60	d2	厚生労働省	栃木労働局	労働保険	労災	大田原労働基準監督署庁舎	栃木県大田原市	大田原労働基準監督署庁舎は、敷地の一部が隣接地所有者により通路として使用されていることから、所要の対応を行う必要がある。
61	d2	環境省	関東地方環境事務所	一般	—	富士五湖管理官事務所	山梨県富士吉田市	富士五湖管理官事務所は、使用承認の手続が未済のまま、生物多様性センターの庁舎の一部を使用していることから、必要な措置を講じる必要がある。
62	d2	法務省	金沢刑務所	一般	—	金沢刑務所墓地	石川県金沢市	金沢刑務所墓地は、敷地内に設置されている電柱の支線の使用許可の手続が未済となっていることから、使用許可の手続を行う必要がある。
63	d2	厚生労働省	京都労働局	労働保険	雇用	京都西陣公共職業安定所園部出張所	京都府南丹市	京都西陣公共職業安定所園部出張所は、敷地内に設置されている電柱の使用許可の手続が未済となっていることから、使用許可の手続を行う必要がある。
64	d2	厚生労働省	鳥取労働局	労働保険	雇用	ハローワーク米子	鳥取県米子市	ハローワーク米子は、取得等調整に係る手続が未済のまま、大会議室を借り受けていることから、所要の手続を行う必要がある。
65	d2	厚生労働省	山口労働局	一般	—	防府公共職業安定所	山口県防府市	防府公共職業安定所(一般会計口座)は、一般会計所属土地上に特別会計所属建物が設置されているにもかかわらず、国有財産法第15条に規定する有償での整理を行っていないことから、当該会計間において有償として整理する必要がある。
66	d2	厚生労働省	山口労働局	労働保険	雇用	防府公共職業安定所	山口県防府市	防府公共職業安定所(特別会計口座)は、特別会計所属建物の一部を一般会計所属土地上に設置しているにもかかわらず、国有財産法第15条に規定する有償での整理を行っていないことから、当該会計間において有償として整理する必要がある。
67	d2	農林水産省	四国森林管理局	一般	—	魚梁瀬合同事務所	高知県安芸郡馬路村	魚梁瀬合同事務所は、敷地内に設置されている電柱の支線の使用許可の手続が未済となっていることから、使用許可の手続を行う必要がある。
68	d2	財務省	熊本国税局	一般	—	宇土合同庁舎	熊本県宇土市	宇土合同庁舎は、敷地内に設置した専用柱から隣接住宅への電話引込線の使用許可の手続が未済となっていることから、使用許可の手続を行う必要がある。
69	d2	最高裁判所	大分地方裁判所	一般	—	臼杵簡易裁判所庁舎	大分県臼杵市	臼杵簡易裁判所庁舎は、使用許可中の電柱の支線について、既に撤去済であることから、使用許可の取消しの手続を行う必要がある。
70	d2	法務省	熊本地方検察庁	一般	—	玉名支部	熊本県玉名市	玉名支部は、敷地内に設置されているカーブミラーの使用許可の手続が未済となっていることから、使用許可の手続を行う必要がある。
71	d2	法務省	鹿児島地方方法務局	一般	—	川内地方合同庁舎	鹿児島県薩摩川内市	川内地方合同庁舎は、敷地内に設置されている郵便差出箱の使用許可の手続が未済となっていることから、使用許可の手続を行う必要がある。
72	d2	財務省	福岡財務支局	一般	—	佐世保合同庁舎	長崎県佐世保市	佐世保合同庁舎は、共用部分の一部を使用承認の手続が未済のまま、入居官署に使用させていることから、使用承認の変更手続を行う必要がある。

2.「各省各庁所管普通財産」の指摘

番号	指摘 類型	省 庁 名	部 局 名	会計名	勘定名	口 座 名 等	所 在 地	指 摘 の 主 な 概 要
1	c	農林水産省	徳島県	一般	—	阿南市農業委員会	徳島県阿南市	阿南市農業委員会は、不要地認定を受けた国有農地であり、財務省への引継ぎ対象財産となっているが、引継ぎに向けた手続きが取られていないことから、速やかに引継ぐ必要がある。
2	d2	農林水産省	東京都	一般	—	小金井市農業委員会	東京都小金井市	小金井市農業委員会は、土地の上空を特別高圧送電線が通過していることから、所要の手続を行う必要がある。